

令和8年度 和光市こどもの体験活動事業 公募要領

1 はじめに（公募の概要）

和光市では、こども基本法（令和4年法律第77号）第10条第2項の規定により、令和7年度から令和11年度までを計画期間とした「和光市こども計画」（以下「計画」という。）を策定しました。和光市こどもの体験活動事業費補助金は、計画の基本理念である「こどもが幸せを感じ地域みんなで幸せを実感できる「こどもまんなか」和光」を理解し、広く市内においてこども（計画の対象となるこどもをいう。以下同じ。）を主体とした子育て支援活動を主に行っている任意団体又は特定非営利活動法人（以下「団体」という。）が実施する事業（以下「体験活動事業」という。）に対し補助するものであり、和光市こどもの体験活動事業費補助金交付要綱に基づき事業を募集するものです。

2 補助対象事業

(1) 次に掲げるすべての要件に該当するものとします。

ア 体験活動事業のうち計画に基づき実施する、こどもを主体とし、こどもの自主性や社会性を育むための体験活動事業（対象者が団体の会員に限定されているものを除く）

イ 広くこどもが参加できる事業

ウ 参加するこどもの意見を聴き、その意見を反映させる内容を含む事業

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が認める体験活動事業

3 補助対象外事業

前項の規定にかかわらず、次に掲げるいずれかの要件に該当する事業は、補助の交付の対象としません。

(1) 補助金交付前に実施した事業

(2) 国又は地方公共団体から補助、助成等を受けている事業

(3) 営利を目的とする事業

(4) 宗教的又は政治的宣伝意図を有する事業

(5) 公序良俗に反する事業

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める事業

4 補助対象経費及び補助金の額等

補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、次のとおりとします。

- (1) 補助対象経費
補助対象事業の実施に要する経費
- (2) 補助金の額
補助対象経費の額から事業収入（参加費、寄付金等）を差し引いた額の範囲内で市長が定める額。ただし、補助対象事業1事業当たり10万円を限度とし、補助対象経費の額のうち講師謝礼に係る額は5万円を限度とします。
- (3) 補助対象外経費
次に掲げる経費は、補助対象外とします。
ア 補助対象事業に直接関係のない飲食（事前打ち合わせ及び当日のスタッフの飲食等）に要する費用
イ 長期的に保有・使用する備品（パソコン、カメラ、楽器等）の購入費用
ウ その他、事業の内容及び性質に照らして、市が補助対象として不適切であると認めるもの
- (4) 補助対象事業数
1年度につき1事業を限度とします。

5 事業対象期間
交付決定の日から令和9年3月31日（水）まで

6 公募要領の公開
(1) 公開場所：市ホームページ
(2) 公開期間：令和8年5月25日（月）から令和8年6月25日（木）まで

7 応募要件
申請団体は、次に掲げるすべての要件に該当するものとします。
(1) 団体を構成する者（以下「会員」といいます。）が10名以上であること。
(2) 1年以上継続してこども又は子育て家庭を対象とした支援活動を実施していること。
(3) こども又は子育て家庭と地域、行政、関係機関等とのネットワーク構築の役割を果たしていること。
(4) 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的としないこと。

8 申請の方法
(1) 提出書類
ア 和光市こどもの体験活動事業費補助金交付申請書（要綱様式第1号）
イ 補助対象事業の計画書

- ウ 補助対象事業の収支予算書
 - エ 団体の会則
 - オ 上記に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- ※申請時、別途詳細な資料の提出を求める場合があります。

(2) 提出期限

- ア 電子申請
令和8年6月25日（木）23時59分まで
- イ 窓口での提出
令和8年6月25日（木）17時15分まで
- ウ 郵送での提出
令和8年6月25日（木）まで（必着）

※提出期限経過後は受付できません。

(3) 提出場所

和光市子どもあんしん部子ども家庭支援課子ども施策担当
(埼玉県和光市広沢1番5号 和光市役所4階)

(4) 提出方法

電子申請、もしくは持参・郵送での提出

9 審査のスケジュール

- (1) プレゼンテーション審査
令和8年7月15日（水）
 - (2) 審査結果の通知
令和8年7月下旬
 - (3) 実績報告書の提出
事業完了後1月以内。ただし、完了が年度末の場合は事業完了後5日以内。
- ※スケジュールについては、申請書の受付後、申請団体に対しメールで通知します。

10 応募に係る注意事項

- (1) 審査委員、本件業務に従事する職員及び関係者に対し、本件応募についての私的な接触を禁じます。
- (2) 応募に関して必要となる一切の費用は、申請団体の負担とします。
- (3) 提出された書類の内容変更及び書類の追加は原則として認めません。ただし、市が必要と認める場合は、追加して書類の提出を求める場合があります。
- (4) 応募書類は理由のいかんを問わず返却しません。
- (5) 提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

- (6) 申請団体の提出する書類の著作権は、補助金決定されるまでの間は申請団体に帰属し、決定後、選考された応募書類の著作権は市に帰属するものとします。

※応募書類提出後に辞退する場合は、書面（様式任意）にて提出してください。

1 1 審査及び選定に関する事項

(1) 選定方法

和光市こどもの体験活動事業費審査委員会を設置し、審査を行います。なお、審査の過程において、申請団体に対する公開ヒアリングまたは公開プレゼンテーション審査を実施します。

(2) 申請団体の失格

申請団体が以下のいずれかに該当した場合は、失格とします。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）167条の4の規定に該当する場合

イ 本市及びその他の地方公共団体から指定取消処分を受けた法人・団体で、処分から2年を経過していない場合

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団又は暴力団員及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係にある場合

エ 法人税、消費税、地方消費税、法人市町村民税及び法人都道府県民税を滞納している場合。この場合において、法人市町村民税及び法人都道府県民税は、応募者の事業所の所在地のものを対象とします。

オ 会社更生法、民事再生法に基づく再生又は再生手続きを行っている場合

カ 本市から指名停止措置を受けている場合

キ 本市と現在係争中の場合

ク 本補助金の審査を行う審査委員会の委員が経営及び運営に直接関与している場合

ケ 審査委員、本件業務に従事する職員及び関係者に対し、本件応募についての私的な接触を行った場合

(3) 審査の基準

別に定める評価項目に基づき、公正かつ適正に審査します。評価項目は申請後に公表します。

(4) 審査結果の通知及び公表

申請団体に対して文書にて通知すると同時に、市のホームページにおい

て公表します。公表内容は、申請事業数、採択された事業、審査方法、審査結果等となります。

1.2 事業の実施に係る注意事項

(1) 事業の変更、中止又は延期

ア 当該補助金の支給決定を受けた団体（以下「補助団体」という。）は、事業の変更、中止又は延期が決定した場合、変更、中止又は延期に伴い生じる損失を最小限に留めるため、適切な措置を講じてください。

イ 変更、中止又は延期に伴い損失が生じる恐れがある場合は、速やかに市に報告してください。なお、変更、中止又は延期に伴う損失については、原則として補助対象外としますが、災害や感染症の流行等、真にやむを得ない事由によるものであり、かつ、市が損害の回避又は最小化に向けた適切な措置が講じられていたと認める場合に限り、その一部又は全部を補助対象として認めることがあります。

(2) 禁止事項

補助団体は、補助事業により取得した物品、その他の財産について、次に掲げる行為を行ってはなりません。ただし、あらかじめ市長の承認を得た場合はこの限りではありません。

ア 補助金の交付の目的に反した使用

イ 他者への譲渡、貸与、売却、担保提供、交換又は廃棄

ウ その他、補助金の目的に支障を来す行為

(3) 広報等への記載

事業の周知に用いるチラシ、ポスター、ホームページ等において、事業が「和光市こどもの体験活動事業費補助金」を活用して実施されている旨を明記してください。

(4) 事業計画の変更

補助団体は、採択された事業の内容を著しく変更しようとする場合は、あらかじめ市長の承認を得てください。

ア 「著しく変更する場合」とは、事業の目的、対象者、実施内容の根幹に関わる変更をいいます。

イ ア以外の軽微な変更（会場の小規模な変更や、実施時期の微調整等）については、速やかに市へ報告してください。

ウ 市の承認を得ずに行った変更により、事業の趣旨が維持されていないと認められる場合は、補助金の交付決定を取り消し、交付した補助金の全部または一部の返還を命ずることがあります。

1 3 事業実績の提出

補助団体は、事業が完了したときは、事業完了後1月以内（完了が年度末の場合は事業完了後5日以内）に、和光市こどもの体験活動事業費補助金実績報告書（要綱様式第3号）に次に掲げる書類を添えて報告してください。

- (1) 当該補助事業に係る事業報告書
- (2) 当該補助事業に係る収支決算書
- (3) 当該補助事業に係る内訳記載のある領収書その他支出を証明する書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

1 4 その他

こどもの体験活動事業を行うにあたっては、けが等の事故防止策を計画の上、実行してください。

1 5 問い合わせ先

和光市子どもあんしん部子ども家庭支援課子ども施策担当
埼玉県和光市広沢1番5号

TEL : 048-424-9124 (直通)

FAX : 048-464-1926

Eメール : d1000@city.wako.lg.jp